

第9回総会議事録

<開催日> 令和3年4月6日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第372号～報告第386号

農地法第3条の3届出 2件

農地法第4条届出 1件

農地法第5条届出 12件

日程第3 報告第387号～報告第400号 農地の転用事実等に関する照会 14件

日程第4 報告第401号～報告第405号 農地法第18条第6項等通知 5件

日程第5 議案第250号～議案第253号 農地法第3条許可申請 4件

日程第6 議案第254号～議案第258号 農地法第5条許可申請 5件

日程第7 議案第259号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和3年度第1次計画分） 1件

日程第8 議案第260号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
の改正について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
事務員	飯島 直也				

<午後 3 時 0 0 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、3月21日をもって解除されましたが、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第9回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び先程お配りした別冊議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席7番篠田一男委員と議席15番林憲司委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第372号から報告第386号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出2件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出12件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第387号から報告第400号、9ページから10ページの農地の転用事実等に関する照会14件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第401号から報告第405号、11ページから12ページの農地法第18条第6項等の通知5件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第250号から議案第253号、13ページの農地法第3条の許可申請4案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

議案第250号から議案第253号、農地法第3条許可申請4案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第250号ですが、申請箇所は、3条位置図1の有吉地先の農地になります。

農業経営の拡大を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第251号ですが、申請箇所は、3条位置図2の下郡地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営を営んでいない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局	続いて、議案第252号ですが、申請箇所は、3条位置図3の中里地先の農地になります。 農業経営の拡大を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第253号ですが、申請箇所は、3条位置図4の長須賀地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第250号について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	議案第250号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日で、15,141平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械は耕うん機・草刈り機を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田ですが、現況は畑であり、大根を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第251号について、林委員をお願いします。
林委員	議案第251号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、11,111平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・粃摺り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑であり、水稻、レタス、ネギ等を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第252号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第252号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約265日で、34,497平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑であり、水稻・大根・キャベツ等を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

安藤委員	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	続いて、議案第253号について、山口進委員お願いします。
山口進委員	議案第253号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■■歳、農業従事日数は年間約200日で、29,770平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田及び畑ですが、現況は全て畑であり、ブルーベリーを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、議案第250号から議案第253号の4案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第250号から議案第253号、農地法第3条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第250号から議案第253号は、許可と決定いたします。 次に、日程第6 議案第254号から議案第258号、14ページの農地法第5条の許可申請5案件について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第254号から議案第258号、農地法第5条許可申請の5案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第254号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の矢那地先の農地になります。 申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。 農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。 次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び金融機関からの融資で賄う計画であり、それぞれ金融機関の残高証明書、融資決定通

知により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第255号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の吾妻地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、当該地につきまして現在埋め立てがされており、これは本来であれば、農地転用や開発等の他法令の許可が下りたのちに着手するべきところ、埋め立てに係る届出を担当課であるまち美化推進課に出しており、受理通知書を受け取ったことをもって、着手できるものと誤った解釈をしてしまったとのことでした。

本来であれば、復元をさせるものですが、多額の金額がかかること、届出を出しており埋め立ての基準は満たしていること等を考慮し、事業者から始末書を提出させ、今後同じことが無いように指導をしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第256号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の久津間地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認したところ、当該地には同一の抵当権者及び仮登記権者がおります。

これについて権利の設定が昭和45年に設定されたもので、相続により代も変わり、抵当権者の連絡先等も不明であり、譲受人も了解していることから所有権移転については問題ないと思われます。

最後に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年5月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われます。

次に、議案第257号及び議案第258号ですが、譲受人が同一であり、場所も近いため合わせてご説明いたします。

事務局

申請箇所は、転用位置図5-4の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円と約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、それぞれ令和3年7月末と8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われ。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、東京電力や経済産業省への接続の申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われ。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第254号について、竹内委員をお願いします。

竹内委員

議案第254号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、一部の切土のみで盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われ。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する合併浄化槽で処理した後雨水と共に水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われ。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われ。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われ。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われ。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われ。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第255号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第255号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われ。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水及び污水共に、側溝等の排水施設を整備し、南側水路に排水する計画のため問題は生じないと思われ。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われ。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われ。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われ。

山口進委員	以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第256号について、江尻委員お願いします。
江尻委員	議案第256号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第257号及び議案第258号について、林委員お願いします。
林委員	議案第257号及び議案第258号について、転用事業者が同一で、場所についても近いところにあり、周辺農地の営農条件は変わらないため、一括でご説明いたします。 まず、転用地及び周辺の様子ですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作はされておらず、隣接地においても耕作はされておりません。また、申請書類等も県の基準を満たしているため問題はないと思われます。 続いて、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行なう計画のため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われます。 ただし、富岡地区で以前行われた太陽光発電施設において、隣接地権者とのトラブルや農業用施設の破損等の問題が報告されています。この事実を受けまして、事業施行者には工事の適切な施工、被害を与えた場合の修復、また施設完成後も草刈などの適切な管理をすることを遵守するよう農業委員会として求め意見を付したいと思います。 また、上根岸区長からも、上述したことに加え、工事中等に車両を停める際、地元民の運転の妨げにならないようにするなどの要望もありました。 よって、合わせて意見を付すことを条件に、当該申請は適当と判断いたしました。

林委員	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、議案第254号から議案第258号の5案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、一括採決いたします。 議案第254号から議案第258号、農地法第5条の許可申請5案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第254号から議案第258号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第7 議案第259号、15ページから22ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第1次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第259号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第1次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和3年3月22日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。 今回の計画は、計画1から計画18までとなっております。 利用目的は、計画1から計画7、計画9から計画14、計画17及び計画18の一部が水稻を、計画8が花き類を、計画15及び計画16が露地野菜、計画18の一部が果樹を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1から計画17が賃借権の設定、計画18が所有権の移転となっております。 利用権設定期間は、計画1から計画7、計画9、計画11、計画12、計画14が5年、計画8、計画10、計画13、計画16が10年、計画15が7年、計画17が6年となっております。 計画合計数は、43筆34,357平方メートルとなっております。 以上で、事務局からの説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画4番について、江尻委員をお願いします。
江尻委員	私からは、計画番号1番から計画番号4番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

江尻委員	なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画5番から計画14番については、私から説明いたします。
安藤委員	計画番号5番から計画番号14番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び花き類を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画15番及び計画16番について、平野委員お願いします。
平野委員	初めに、計画番号15番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号16番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画17番及び計画18番について、林委員お願いします。
林委員	初めに、計画番号17番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

林委員

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号18番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張・自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上等を図るに当り、買い受けるものです。

所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び果樹を作付けすることとであります。

以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第1次計画分には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第259号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第1次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第259号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第8 議案第260号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第260号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、ご説明いたします。

本日配布いたしました、別冊議案書をご覧ください。

本案件は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、平成30年1月9日に策定いたしました農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正しようとするものでございます。

この指針でございますが、農地利用の最適化の推進の3つの柱である、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入者の促進について、令和5年を最終目標としておりますが、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとなっております。

本来であれば、全体会議等を開催して直接意見聴取すべきところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面にて意見聴取させて頂き、改正案を提案させて頂くものでございます。

なお、農業委員、推進委員の皆様には書面にて意見聴取させて頂きましたが、特段の意見等はございませんでした。

事務局

それでは、別冊議案書の1ページをご覧ください。

指針の改正内容でございますが、はじめに遊休農地の解消目標でございますが、当初指針では令和5年4月時の解消目標を平成29年度の2分の1である63ヘクタールとしておりましたが、現在の遊休農地は115ヘクタールであり3年間で11ヘクタールの減少に留まっているため、過去の実績も考慮しまして、現状から毎年度5ヘクタール解消させまして、遊休農地を100ヘクタールにする目標に改正するものでございます。

続いて、2ページの担い手への農地利用集積目標でございますが、当初指針では集積率を30パーセントとしており、面積にしますと735ヘクタールになります。しかしながら、大規模農家が離農したことなどにより、現在の集積率は9.9パーセントのため、過去3年間の新規実績を考慮しまして、毎年度約40ヘクタールの集積を目標とし、集積率15パーセントとなる目標に改正するものでございます。

続いて、3ページの新規参入の促進目標でございますが、当初指針では、毎年2個人、1法人の参入を目標としておりましたが、ここ数年は新規参入の相談が増えており、特に令和2年4月以降は法人の新規参入が増えていることから、新規参入者数の目標を毎年度2個人、2法人に改正するものでございます。

その他の修正では、近隣市をはじめ、大半の市町村が国の示した様式を採用しているため、様式の一部を修正しようとするものでございます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳昭裕委員

はい。

議長

地曳昭裕委員、どうぞ。

地曳昭裕委員

新規参入で法人が多いとのことでしたが、どのような作目をつくりたいという法人が多いのでしょうか。

事務局

ここ最近の例でいいますと、いちごや、ブルーベリーといった相談が多いです。

地曳昭裕委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第260号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第260号は原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載いたします。

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第9回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時40分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年4月6日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

篠 田 一 男

林 憲 司